

発議第27号

熊本市議会会議規則の一部改正について

地方自治法第112条及び熊本市議会会議規則第13条第1項の規定により、
熊本市議会会議規則の一部を改正する規則案を次のとおり提出する。

令和2年12月18日提出

| | |
|---------|-----------|
| 熊本市議会議員 | 原 口 亮 志 |
| 同 | 西 岡 誠 也 |
| 同 | 津 田 征 士 郎 |
| 同 | 澤 田 昌 作 |
| 同 | 田 中 敦 朗 |
| 同 | 光 永 邦 保 |
| 同 | 坂 田 誠 二 |
| 同 | 三 島 良 之 |
| 同 | 原 亨 |
| 同 | 小佐井賀瑞宜 |
| 同 | 福 永 洋 一 |
| 同 | 井 本 正 広 |
| 同 | 藤 永 弘 |

熊本市議会議長 紫 垣 正 仁 様

熊本市議会会議規則の一部を改正する規則

熊本市議会会議規則（平成25年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第89条第2項中「委員の」を「委員（委員同士が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をするができる方法（以下「オンライン」という。）によって、出席している委員を含む。）の」に改める。

第116条中「委員」の次に「(オンラインによって、出席している委員を除く。)」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（提出理由）

委員同士が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をするができる方法により委員会に出席する委員に関する取扱いを定めるため、所要の改正を行うものである。